

神津小学校地区自治協議会 規約

(目的)

第1条 伊丹市立神津小学校区(以下「神津小学校区」という。)の全ての住民が、さまざまな課題について話し合い、解決に向けた取り組みを協力して進めることにより、より住みやすい地域を作ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、神津小学校地区自治協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務所を伊丹市森本1丁目8番22(伊丹市神津交流センター内県民交流広場)に置く。

(活動範囲)

第3条 協議会の活動範囲は、概ね神津小学校区内とする。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)前条の活動範囲内に居住する全ての住民。
- (2)前項に掲げるもののほか、第1条の目的達成に必要と認められ、かつ役員会で承認したもの。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる取り組みを行う。

- (1)地域の課題に関すること。
- (2)健康・福祉に関すること。
- (3)地域環境(美化・緑化)に関すること。
- (4)防犯・防災・交通安全に関すること。
- (5)地域の活性化(交流)に関すること。
- (6)子どもの健全育成に関すること。
- (7)地域拠点に関すること。
- (8)地域自治の強化(広報・財源・人材・組織)に関すること。
- (9)その他協議会が必要と認める事業。

2 構成員は、運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な扱いを受けない。

(情報の発信等)

第6条 協議会は、同協議会の活動について、構成員に情報を発信しなければならない。

2 構成員は、協議会の活動に関し、情報共有に努め、協議会の活動に積極的に参画するものとする。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)事務局 若干名
- (4)会計 1名
- (5)理事 若干名(自治会長・第25条第1項各号に規定する部会の長(以下「専門部長」という。)・構成団体代表者等)
- (6)会計監査 2名

2 必要に応じ、事務局及び各部会に副を置くことが出来る。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、理事会において理事の中から互選し、総会の承認を得るものとする。ただし、事務局及び会計は、会長が構成員の中から委嘱する。また会計監査は、構成員の中から選出するものとする。

2 専門部長は、専門部員の互選により選出する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3)事務局は、協議会業務を行う。
- (4)会計は、協議会の会計業務を行う。
- (5)理事は、専門部会の業務を行う。
- (6)会計監査は、協議会の会計業務を監査し、総会に監査報告をする。

(評議員)

第10条 協議会の評議員は、第4条に掲げる者のうち、「協議会理事及び評議員選出に関する細則」で別に定める。

(任期)

第11条 役員及び評議員の任期は、それぞれ1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。なお、補欠によって就任した役員及び評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員に欠員が生じたときは、第8条の規定にかかわらず、第21条に定める役員会の承認により役員の補充を行うことが出来る。

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(総会の位置づけ)

第13条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

第14条 総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、評議員をもって構成する。

(総会)

第16条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 地域ビジョンの策定及び改正
 - (4) 規約の改正
 - (5) 役員を選任と解任
 - (6) その他役員会が必要と認めた事項
- 2 定期総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は評議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、総会を招集する1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、評議員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、総会に出席する評議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、評議員の過半数をもって成立する。

(総会の議事及び議決)

第20条 総会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第21条 役員会は、会長、副会長、自治会長、専門部長及び事務局をもって構成し、次に掲げる事項を審議する。

- (1)総会に付議する事項
 - (2)総会で承認を得た地域ビジョンに基づく事業の実施に関する事項
 - (3)この規約に定められた事項
 - (4)その他会長が付議した事項
- 2 役員会は、会長が招集する。
 - 3 役員会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
 - 4 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は、議長の決すところによる。

(役員会の定足数)

第22条 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(理事会)

第23条 理事会は、「協議会理事及び評議員の選出に関する細則」(別に定める)第2条で定める理事をもって構成し、次の業務を執行する。

- (1)役員会に付議する事項
 - (2)役員会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)この規約に定められた事項
 - (4)その他会長が付議した事項
- 2 理事会は、会長が招集する。
 - 3 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
 - 4 理事会の議事の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は、議長の決すところによる。

(理事会の定足数)

第24条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(専門部会)

第25条 第30条に規定する地域ビジョンに基づく事業を実施するため、次に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

- (1)総務部会
- (2)福祉部会
- (3)環境部会
- (4)防犯・防災部会
- (5)教育・文化部会
- (6)ひょうたん部会
- (7)広報部会

(8)まちづくり部会

(9)その他会長が必要と認めた部会

2 各部会における所管事務は、別に定める(「協議会専門部会細則」)ところによる。

(部会の構成)

第26条 部会の構成は、別に定める(「協議会専門部会細則」)ところによる。

(役員会への報告)

第27条 専門部長は、役員会に対し、事業の執行状況を報告しなければならない。

(委任)

第28条 部会の運営に関し必要な事項は、専門部長が部会に諮って定める。

(事務局)

第29条 協議会の円滑な運用を行うため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長を置く。

3 事務局長は、事務局員の中から会長が任命する。

(地域ビジョン)

第30条 地域の将来像並びにその実現に向けた基本目標及び行動計画を取りまとめた計画(以下「地域ビジョン」という。)を策定する。

2 地域ビジョンの策定及び見直しにあっては、出来る限り多くの住民の参画のもとで策定されなければならない。

3 地域ビジョンの期間は、10年間とする。

4 地域ビジョンのうち、行動計画の進捗状況について、毎年度、総会において報告するものとする。

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第32条 協議会の予算は、会長が作成し、役員会に諮り、総会の議決をもって定める。これを変更する場合も同様とする。

(決算)

第33条 協議会の決算に関する書類は、会長が作成し、役員会に諮り、会計監査の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第34条 この規約を変更する場合は、第20条の規定にかかわらず、総会において、出席評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第35条 協議会を解散する場合は、第20条の規定にかかわらず、総会において、評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第36条 協議会は、個人情報の収集、提供、管理については、適切に行い、利用目的外の目的のために、保有する個人情報を利用し、又は、提供してはならない。

(帳簿の管理等)

第37条 会長は、規約および会計に関する帳簿を管理しなければならない。

2 前項の書類は、原則、公開とする。

(施行細則)

第38条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附則

この規約は、昭和61年5月25日より施行する。

この規約は、平成4年5月31日一部改正する。

この規約は、平成5年5月30日一部改正する。

この規約は、平成6年5月29日一部改正する。

この規約は、平成10年5月24日一部改正する。

この規約は、平成13年5月27日一部改正する。

この規約は、平成22年5月23日一部改正する。

この規約は、平成24年5月27日一部改正する。

この規約は、平成28年5月29日一部改正する。

この規約は、令和元年5月26日より施行する。

神津小学校地区自治協議会理事及び評議員選出に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神津小学校地区自治協議会規約第10条及び第23条の規定に基づき、理事及び評議員選出に関することを定める。

(理事)

第2条 理事は、次の各号により選出する。

- (1)神津小学校区の各自治会単位の自治会長
- (2)神津小学校区の社会福祉及び社会教育等団体代表者
 - ・保護司・少年補導委員・更生保護女性会・スポーツ推進委員・神津小学校PTA
 - ・神津こども園PTA・北中学校PTA・民生委員児童委員・人権啓発推進委員
 - ・環境衛生推進委員・婦人会・子ども会・老人会・スポーツクラブ21神津
 - ・防犯協会神津支部長・少年警察ボランティア
- (3)まちづくり部会及びひょうたん部会の長
- (4)学識経験者：北中学校校長・神津小学校校長・神津こども園園長
- (5)その他：役員会又は総会が必要と認めた者

(評議員)

第3条 評議員は、次の各号により選出する。

- (1)神津小学校区の各自治会単位の住民代表

住民代表は、神津小学校区の各自治会単位で自治会長のほか次の区分により選出する。

自治会加入世帯数	選出人員
1～ 99	1人
100～ 199	2人
200～ 399	3人
400～ 599	4人
600～ 899	5人
900～1, 199	6人
1, 200以上	7人

- (2)社会福祉及び社会教育等団体：第2条第2号の選出団体と同じ団体から若干名
- (3)まちづくり部会及びひょうたん部会：第2条第3号の選出団体と同じ団体から若干名
- (4)学識経験者：第2条第4号の選出団体と同じ団体から若干名
- (5)その他役員会で必要と認めた者

2 前項の選出方法にあたっては、重複を妨げない。

(細則の改正)

第4条 この細則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

この細則は、平成6年5月29日より施行する。

この細則は、平成10年5月24日一部改正する。

この細則は、平成13年5月27日一部改正する。

この細則は、平成15年5月27日一部改正する。

この細則は、令和元年5月26日より施行する。

この細則は、令和3年5月31日一部改正する。

神津小学校地区自治協議会専門部会細則

第1条 神津小学校地区自治協議会規約第25条の規定に基づき、専門部会の細則を定める。

第2条 専門部会は次のような構成とする。

(1)総務部会

会長、副会長、自治会長、事務局、専門部長、学識経験者(北中学校校長、神津小学校校長、神津こども園園長)

(2)福祉部会

副会長、保護司、更生保護女性会、住民代表、民生委員・児童委員、民生協力委員
主任児童委員、人権啓発推進委員、老人会正副会長

(3)環境部会

副会長、自治会長、環境衛生推進委員、婦人会正副会長

(4)防犯・防災部会

副会長、自治会長、少年補導委員、少年警察ボランティア、防犯協会神津支部長
神津小学校PTA役員及び委員

(5)教育・文化部会

副会長、事務局、自治会長、神津小学校校長・教頭及び生徒指導担当、子ども会会長
神津小学校PTA役員及び委員、神津こども園園長、神津こども園PTA役員
スポーツクラブ21神津、スポーツ推進委員

(6)ひょうたん部会

副会長、ひょうたん作りに参加する人

(7)広報部会

副会長、北中学校校長・教頭及び生徒指導担当、北中学校PTA役員及び委員、事務局

(8)まちづくり部会

まちづくり部会の構成メンバー等は別に定める(別表)。

(9)その他役員会が必要と認めた部会、構成員

第3条 専門部会は次の活動を行う。

(1)総務部会

行政及び関係機関との連絡・調整等組織の運営・管理に関すること
神津夏まつり等

(2)福祉部会

福祉活動、ふれあい交流会、地域福祉ネット会議等

(3)環境部会

地域一斉清掃等

(4)防犯・防災部会

防犯懇談会、地域防災訓練等

(5)教育・文化部会

さわやかファミリースポーツ、地域教育活動等

(6)ひょうたん部会

ひょうたん研修会、シルバークフェスティバル、ひょうたん作品展等

(7)広報部会

協議会だよりの発行等

(8)まちづくり部会 定住者増加に資するまちづくり活動(別表)

第4条 前条に例示されているものに属さない活動については、理事会において決定する。

第5条 この細則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

この細則は、平成6年5月29日より施行する。

この細則は、平成10年5月24日一部改正する。

この細則は、平成13年5月27日一部改正する。

この細則は、平成15年5月27日一部改正する。

この細則は、令和元年5月26日より施行する。

この細則は、令和3年5月31日一部改正する。

別表

まちづくり部会の活動(事業内容、構成員)は以下のとおりとする。

(1)構成員：会長、副会長、事務局長、自治会長及び前まちづくり協議会世話人

(2)事業内容

事業(業務)	事業内容
総務担当	・各事業担当者との調整に関する事 ・関係行政機関との連絡調整に関する事 ・広報に関する事
教育、文化担当	・幼稚園、小学校等教育施設の充実及び学校、地域教育力の向上に関する事 ・歴史的遺跡の保存、活用に関する事
農業政策担当	・高付加価値農産物の生産及び生産緑地(生活空間等)、都市型農業の今後のあり方に関する事
住宅政策担当	・生活基盤整備及び魅力ある良好な住宅環境等、土地利用のあり方に関する事
福祉政策担当	・医療施設、保育所等、子どもを生き育て易いまち、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに関する事
交通政策担当	・便利で利用しやすい市営バス路線網のあり方に関する事
法人担当	・地域の人材・ノウハウ・施設・資金等の活用によるコミュニティの活性化に関する事 ・文化教養の向上や住民交流・親睦に関する事

専門部会 構成一覽

部会名	構 成
総務部会	会長 副会長 自治会長 事務局 専門部長 学識経験者
福祉部会	副会長 保護司 更生保護女性会 住民代表 民生委員・児童委員 民生協力委員 主任児童委員 人権啓発推進委員 老人会正副会長
環境部会	副会長 自治会長 環境衛生推進委員 婦人会正副会長
防犯・防災部会	副会長 自治会長 少年補導委員 少年警察ボランティア 防犯協会神津支部長 神津小学校PTA役員及び委員
教育・文化部会	副会長 事務局 自治会長 神津小学校校長・教頭及び生徒指導担当 子ども会会長 神津小学校PTA役員及び委員 神津こども園園長 神津こども園PTA役員 スポーツクラブ21神津代表 スポーツ推進委員
ひょうたん部会	副会長 ひょうたん作りに参加する人
広報部会	副会長 北中学校校長・教頭及び生徒指導担当 北中学校PTA役員及び委員 事務局
まちづくり部会	会長 副会長 事務局長 自治会長 前まちづくり協議会世話人